

消費生活

No. 139

令和4年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆令和4年4月から
成年年齢が18歳に引下げられます!
- ◆「成田市消費生活モニター」を募集します

第2回消費者講座を開催しました



12月20日(月)に(一社)消費者力開発協会 金融システムアドバイザーの宮下 直也氏を講師に招き、「キャッシュレス決済の基礎知識」をテーマに講座を開催しました。キャッシュレス決済の基本的な知識から暗号資産に至るまで、幅広く学べる講座となりました。

令和4年4月から 成年年齢が18歳に引下げられます!

令和4年4月1日から、民法の成年年齢関係の改正が施行されます!

成年年齢とは 大人になる年齢、親権者などの保護者の同意を得ずに一人で有効な契約ができる年齢

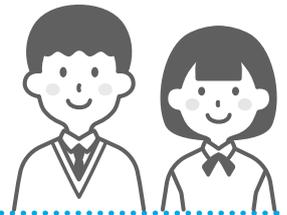
背景

- ①近年、憲法改正国民投票の投票権年齢(平成19年5月)、公職選挙法の選挙権年齢(平成27年6月)などが18歳と定められる
- ②国政の重要な事項の判断について、18歳、19歳を大人として扱う政策が進められる
- ③市民生活に関する基本法(民法)においても、18歳以上の人を大人として取扱うのが適当ではないか
- ④世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流であり、18歳、19歳の若者に自己決定権を与え尊重し、積極的な社会参加を促すことになる

民法の改正

民法第4条「成年年齢の引下げ」には、以下の意味があります。

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢が18歳からとなる
 - ②親権に服することがなくなる年齢が18歳からとなる
- いずれも20歳から18歳に引下げ、「成年」と規定する他の法律も18歳に変更となります。



成年年齢はいつから18歳になるのか

令和4年4月1日から民法の成年年齢関係の改正が施行される。

- ①**令和4年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方は、**
その日に成年に達します
(平成14年4月2日生まれ～平成16年4月1日生まれまで)
- ②**平成16年4月2日生まれ以降の方は、**
18歳の誕生日に成年に達することになります

生年月日	新成人となる日
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日
平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

18歳になったらできること

- ①**親の同意を得ずに、様々な契約をすることができます**
 - 携帯電話を購入する
 - 一人暮らしのためのアパートを借りる
 - クレジットカードを作成する
(注)支払能力の審査の結果、クレジットカードの作成ができないことがあります
 - ローンを組んで自動車を購入する
(注)返済能力を超えるローン契約と認められる場合、契約できないこともあります



但し、令和4年4月1日以前に18歳、19歳の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き取り消すことができます。

- ②**親権に服することがなくなる結果、自分の意思で決めることができます**
 - 自分の住む場所(居所)
 - 進学や就職などの進路決定(進路決定について、親や学校の先生の理解を得ることが大切です)
- ③**その他、証明書取得、資格試験の受験資格などができます**
 - 10年有効パスポートの取得
 - 公認会計士、司法書士などの国家資格

20歳にならないとできないこと

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、以下については20歳のままです。

- ① 飲酒(お酒)に関する年齢制限
- ② 喫煙(たばこ)に関する年齢制限
- ③ 公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)の年齢制限
健康被害への懸念、ギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされています。
- ④ 大型・中型自動車運転免許の取得に関する年齢制限
- ⑤ 養子を迎える

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更「18歳に変わるもの」

女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引上げとなります。

(民法第731条 女性の婚姻開始年齢の引上げ)

これにより男女とも、結婚できるのは18歳以上となります。

(注)令和4年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は、引き続き、18歳未満でも結婚することができます

実名報道の解禁

少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件について起訴された場合(注)には、禁止が解除されます。

(注)略式手続(非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続)の場合は除きます

契約について

1 契約の基本ルール

- ① 契約は当事者の合意により成立します
- ② 契約は口約束でも成立します
(原則、契約書がなくとも、印鑑を押していなくても契約は成立します)
- ③ 契約は守らなければなりません(一方の都合だけで勝手に解消できません)
- ④ どんな内容の契約をするのも基本的に自由です(「契約自由の原則」といいます)



2 契約で注意すること

消費者被害(悪徳商法などによる消費者被害)の拡大が懸念されています。

対策として

- ◆ 民法: 未成年者取消権
未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができます。但し、令和4年4月からは、18歳、19歳の方は「未成年者取消権(注)」を行使することができません。
- ◆ 政府の対応: 小・中・高等学校等における消費者教育の充実
若者に多い消費者被害を救済するための消費者契約法の改正
- ◆ 全国共通の3桁の電話番号である消費者ホットライン188の周知
相談窓口の充実など様々な環境整備の施策に取り組んでいます。

(注)未成年者取消しとは

- 社会経験の少ない未成年者が、法定代理人(親権者などの保護者)の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる
- 契約をしても取消しが容易であり、悪質業者による勧誘の防波堤になります

契約について

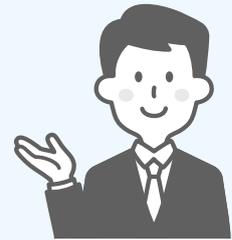
3 契約をやめるとき

こんなときは契約をやめられます(主なケース)

- ①クーリング・オフ(注)ができるとき(特定商取引法等に定めがあるもの)
- ②18歳未満の子どもが親に無断で契約をしたとき
- ③成年被後見人などが契約したとき
- ④中途解約ができるとき(特定商取引法等に定めがあるもの)
- ⑤詐欺・強迫によって契約したとき
- ⑥不実告知(本当でないことを言う)や断定的判断の提供(「絶対もうかる」と言うなど)等があつて契約したとき(消費者契約法や特定商取引法等に定めがあるもの)
- ⑦相手が約束を守らないとき(催告は必要)
- ⑧当事者双方が契約をやめることに合意したとき

(注)クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引において、一定の期間内であれば、理由不要で一方的に契約を解消できる制度



4 未成年者取消しができない場合

18歳未満の方は「未成年者取消権」を行使することができますが、以下の場合にはできません。

- ①保護者の同意を得て契約をした場合
- ②お小遣いなどの範囲内で契約をした場合
- ③「成年である」「親権者の同意を得ている」と偽った場合

令和4年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回程度)などを行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。



講義の様子

応募資格 成田市在住の18歳以上の消費者

募集人数 20名以内(選考あり)

申込期限 2月28日(月)

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に**直接提出してください**。
申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ
(<https://www.city.narita.chiba.jp/download/page152100.html>)
または商工課(TEL:20-1622)までご連絡ください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎23-1161 ●